

## 監督署の窓

### 労働安全衛生法と 労働災害防止



労働安全衛生法は遵守しなければなりません。しかし、現状は、残念ながら、多くの違反が認められ、また、休業四日以上の死傷災害も全国で年間十万件以上発生し、そのうち死亡者は一千人を超えていました。

安全担当者から、法違反となるかどうかという質問がよく寄せられます。例えば、一・八メートルの高さで作業床を設置したのですが、法律上、墜落防止の手すりを設ける必要がありますか、といつたお尋ねです。

監督署の回答は、「労働安全衛生法では、高さ二メートル以上の場合は、作業床の端から墜落する危険を防止するための措置を講ずる等その防

止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防

止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する」としています。また、第十二章に罰則を設けています。

すりは設けなくていいのですね」

しかし、現状は、残念ながら、多くの違反が認められ、また、休業四日以上の死傷災害も全国で年間十万件以上発生し、そのうち死亡者は一千人を超えていました。

安全担当者から、法違反となるかどうかという質問がよく寄せられます。例えば、一・八メートルの高さで作業床を設置したのですが、法律上、墜落防止の手すりを設ける必要がありますか、といつたお尋ねです。

監督署の回答は、「労働安全衛生法では、高さ二メートル以上の場合は、作業床の端から墜落する危険を防止するため、手すり等の墜落防止措置を講じなければならぬ」となっています。

それから、「じゃあ、手すり等を設けるかどうかは、法違反かどうかではなくて、法違反が一命とる」とあるように、「労働安全衛生法では、高さ二メートル以上の場合は、作業床の端から墜落する危険を防止するため、手すり等の墜落防止措置を講じなければならぬ」となっています。

安全担当者の立場から、法違反がないように取り組むことは重要です。しかし、時として、法違反でなければ、対策は不要と考えてしまう傾向がありますが、違反はなくても労働災害は発生しているのです。それだけでは、労働災害は防げないので、

「ただ、リスクアセスメントを行って、その結果に基づき、必要な措置を実施するよう努めなければならないことがあります。」

安全担当者は、法違反が一命とる」とあるように、「労働安全衛生法では、高さ二メートル以上の場合は、作業床の端から墜落する危険を防止するため、手すり等の墜落防止措置を講じなければならぬ」となっています。

安全担当者は、法違反が一命とる」とあるように、「労働安全衛生法では、高さ二メートル以上の場合は、作業床の端から墜落する危険を防止するため、手すり等の墜落防止措置を講じなければならぬ」となっています。